

別表第1(第33条関係)

日常生活用具事業給付費基準額等

用具名		基準額(円)	耐用年数	対象者
視覚障害者ポータブルレコーダー(録音再生機)		85,000	6年	視覚障害2級以上の者
視覚障害者ポータブルレコーダー(再生専用機)		35,000	6年	視覚障害2級以上の者
盲人用時計	触読時計	10,300	10年	視覚障害2級以上の者
	音声時計	13,300	10年	視覚障害2級以上の者であって、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。
点字タイプライター		63,100	5年	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)
電磁調理器		41,000	6年	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
盲人用音声式体温計		9,000	5年	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
点字図書		厚生労働大臣が必要と認めた額	—	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者
盲人用体重計		18,000	10年	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
視覚障害者用拡大読書器		198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000	10年	視覚障害2級以上の者

点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められる者
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚障害2級以上の者
視覚障害者用情報受信装置	29,000	6年	視覚障害者であって、本装置により日常生活に必要な情報の入手が可能になる者
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10年	聴覚障害2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
聴覚障害者用通信装置	71,000	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
浴槽	58,300	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者
湯沸器	50,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者
便器（手すりを付けることができる）	9,850	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者
			難病患者であって、常時介護を必要とする者
特殊便器	161,200	8年	上肢障害2級以上の者
			難病患者であって、上肢に障害のある者

特殊マット	19,600	5年	下肢又は体幹機能障害1級の者であって、常時介護を必要とする者
			難病患者であって、寝たきりの状態にある者
特殊寝台	154,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者
			難病患者であって、寝たきりの状態にある者
特殊尿器	57,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級の者であって、常時介護を必要とする者
			難病患者であって、自力で排尿できない者
入浴担架	82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、入浴に介助を必要とする者
体位変換器	15,000	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、下着交換等に介助を必要とする者
			難病患者であって、寝たきりの状態にある者
携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声・言語機能障害者又は肢体不自由障害者であって、発声・発語に著しい障害のある者
入浴補助用具	90,000	8年	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者
			難病患者であって、入浴に介助を必要とする者

移動用リフト	159,000	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者
			難病患者であって、下肢若しくは体幹機能に障害のある者
移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）	60,000	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者であって、家庭内等の移動等に介助を必要とする者
			難病患者であって、下肢が不自由な者
居宅生活動作補助用具	200,000	—	下肢又は体幹機能障害若しくは乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のある障害等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）
			難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のある者（特殊便器への取替えをする場合は上肢機能に障害のある者）
透析液加温器	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上の者であって、自己連続携帯式腹膜灌流式（CAPD）による透析療法を行う者
酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者
点字器	10,400	5年	視覚障害2級以上の者
頭部保護帽	36,750	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者
人工喉頭	70,100	5年	音声・言語機能又はそしゃく機能障害者
歩行補助つえ（1本杖のみ）	3,000	3年	肢体不自由障害者

収尿器	8,500	1年	膀胱機能障害者
ストマ用装具（蓄便袋）	8,858	※1月あたり	直腸機能障害者であって、人工肛門を造設した者
ストマ用装具（蓄尿袋）	11,639	※1月あたり	膀胱機能障害者であって、人工膀胱を造設した者
ストマ用装具（紙おむつ）	11,639	※1月あたり	ストマの変形等によりストマ用装具を装着することができない者
			先天性疾患に起因する神経障害による高度の排泄機能障害若しくは脳性まひ等脳原性の運動機能障害により排泄の意思表示が困難な者（3歳以上）
ネブライザー（吸入器）	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の障害のある者であって、必要と認められる者
			難病患者であって、呼吸器機能に障害のある者
火災警報器（1世帯に2台まで）	15,500	8年	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
自動消火器	28,700	8年	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
			火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の障害のある者であって、必要と認められる者
			難病患者であって、呼吸器機能に障害のある者

障害者用電話（新設のみ）（貸与）	83,300	—	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
ファックス（貸与）	7,700	—	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
視覚障害者用ワードプロセッサ	1,030,000	—	視覚障害者
訓練用ベッド（児のみ）	159,200	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児
			難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある児童
訓練いす（児のみ）	33,100	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児
情報・通信支援用具	100,000	5年	視覚又は上肢障害2級以上の者
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	6年	難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要な者